

令和4年度いわて市町村行財政コンサルティング実施結果

1 事業内容

本事業は、市町村の行財政運営上の課題を分析・明確化し、県と市町村との認識共有を図るとともに、課題解決に向けた市町村の取組方針の確認と必要な助言等を行うことを目的として実施しています。

令和4年度は、地方公営企業の経営強化など市町村が重点的に取り組むべき個別の課題が増えてきていることを踏まえ、特定課題を有する市町村に対し以下のとおり課題別重点診断を行いました。

〔重点診断の区分・内容〕

診断区分		内容	対象市町村の選定方法
総合診断	行政分野	行政分野の運営上の課題全般について総合的に分析・助言	県による選定又は公募
	財政分野	財政分野の運営上の課題全般について総合的に分析・助言	
課題別重点診断		特定課題について重点的に分析・助言	

2 重点診断の対象市町村と支援テーマ

令和4年度においては、令和3年度に課題別重点診断を実施した市町村のうち、取組の継続が必要な下記の市町村を、重点診断の対象として選定しました。

市町村名	診断区分	支援テーマ
大槌町	課題別重点診断	震災復興特別交付税の精算、特別交付税の適切な算定
	課題別重点診断	地方公会計の整備
田野畑村、普代村、野田村	課題別重点診断	公営企業会計の適用

3 支援の内容

(1) 大槌町に対する支援（震災復興特別交付税の精算）

① 支援テーマの設定背景

震災復興特別交付税は、その制度上、事業の繰越が行われた場合等に、後年度に精算が生じることを加味して、過大過少算定制度（精算制度）が設けられています。

市町村では、年2回（9月、3月）の交付時期に合わせ、算定事務（6～8月、12～2月）を実施しています。

精算制度によって、きめ細かい算定を行うことができる一方、国予算計上年度毎、市町村予算執行年度毎に様式を整理して精算を行う必要があります。

大槌町では、膨大な復興事業に取り組んだことから、事業費の整理や根拠資料の収集・確認に時間を要し、震災復興特別交付税の精算が進んでいない状況にありました。

② 支援の内容

令和3年度の課題別重点診断の取組を通じて、H23～30年度に実施した事業の精算の目処が立ったことから、令和4年度においては、H31～R3年度に実施した事業の精算に向けて取組みました。

町では、事業担当課から根拠書類を収集、精算様式を作成し、市町村課において、提出された精算様式の精査、確認表と根拠資料の確認作業に取り組めました。

〔実施状況及び内容〕

回数	日程	実施内容
1	12/1	・ 震災復興特別交付税算定額の確認作業（大槌町を訪問）

③ 支援の成果と来年度の取組

令和4年度は、令和3年度に完了した分と併せ、H23～R3年度に実施した事業の精算処理を進めることができました。令和5年度においては、令和4年度に精査した実績を、過大過少算定に適切に反映させる等、引き続き、町の取組に必要な支援を講じていきます。

(2) 大槌町に対する支援（地方公会計の整備）

① 支援テーマの設定背景

平成27年度に総務省から地方公共団体に対し、統一的な基準による地方公会計の整備が要請され、固定資産台帳の作成や財務書類の作成・更新が求められています。

大槌町においては、復興事業による資産の新規取得や移動が膨大かつ頻繁に発生しており、固定資産台帳の整備が遅れている状況にありました。

財務書類の作成に向け、まずは、早期に固定資産台帳を整備することを目標に、現状に応じた対応策を検討していました。

② 支援の内容

町の既存の資産情報の整理状況、台帳整備に係る作業量等の課題を背景に、令和3年度に固定資産台帳の整備が完了しなかったことを踏まえ、町では、令和4年度においては、固定資産台帳の整備に必要な予算を計上し、取組を進めることとしました。併せて、令和3年度に引き続き、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、佐藤税理士法人公益・公会計業務部 吉田勝浩氏にアドバイザーとして御対応いただき、5月に固定資産台帳の整備に向けた留意点等の確認を行い、アドバイザーの助言を踏まえて、町で台帳整備に取組みました。

この結果、年度内に固定資産台帳の整備が概ね進んだことから、2月にアドバイザーから、今後の財務書類等の整備について、助言をいただきました。

〔実施状況及び内容〕

回数	日程	実施内容
1	5/18	<ul style="list-style-type: none">令和3年度末までの進捗状況確認及び令和4年度実施計画のヒアリング今後の整備スケジュールや整備方法に関する助言
2	2/14	<ul style="list-style-type: none">財務書類作成等に当たっての留意事項の確認等

③ 支援の成果と来年度の取組

大槌町の財務書類を作成するうえで課題となっていた固定資産台帳の整備については、令和4年度中に概ね進めることができました。これを踏まえ、今後、財務書類の作成を進めていくことになることから、令和5年度においても、引き続き、町の取組を支援していきます。

(3) 田野畑村、普代村、野田村に対する支援（公営企業会計の適用）

① 支援テーマの設定背景

人口3万人未満の市町村における簡易水道事業及び公共下水道等の下水道事業並びに全ての市町村の公共下水道等以外の下水道事業（集落排水及び合併浄化槽）については、令和5年度末までに公営企業会計への移行を進めているところです。

田野畑村、普代村及び野田村（以下「3村」という。）においても移行に向けた取組を進めてきましたが、それぞれが小規模団体であり、各事業の担当職員が少数であるとともに、公営企業会計適用事業を1つも実施していない等の共通の課題を有していました。

そこで、令和2年度より課題別重点診断の対象として、総務省事業（公営企業経営アドバイザー派遣事業）を活用し、3村における公営企業会計の適用に向けた取組を支援してきたところです。令和4年度においては、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、継続的な支援に取り組みました。

② 支援の内容

令和3年度に「公営企業経営アドバイザー派遣事業」にご対応いただいた、税理士法人アカウントック 松本マネージャーに、令和4年度も、アドバイザーとして引き続き御対応いただき、公営企業会計適用に向け、必要な知見の習得に向けた講義や、進捗に応じた今後の進め方等への助言等をいただきました。

〔実施状況及び内容〕

回数	日程	実施内容
1	1/31	<ul style="list-style-type: none">本年度の取組状況、課題及び来年度の進め方について確認公営企業会計の予算の編成に関する演習 など

③ 支援の成果と来年度の取組

公営企業会計適用における必要な知識の習得が図られるとともに、3村の固定資産台帳や企業会計システムの整備の進捗に応じて、アドバイザーから必要な助言等をいただくなど、3村が取組をより一層進めるための有意義な機会となりました。県では、令和5年度も引き続き、3村の取組の進捗に応じた支援を図ることとしています。